

中間市告示第52号

騒音規制法（昭和43年法律第98号）第3条第1項の規定に基づき、特定工場等において発生する騒音及び特定建設作業に伴って発生する騒音について規制する地域を次のように指定する。

指定地域

中間市内のうち、次の図面において緑色、黄色、桃色及び青色で着色した区域（次の図面は省略し、当該図面は、中間市役所に備え置いて縦覧に供する。）

平成24年4月1日

中間市長 松下 俊男